

滋賀県立学校介護等体験実施要項

1 趣旨

小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に基づき、小学校または中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者が円滑な介護等体験を行えるよう、大学（短期大学を含む。以下同じ。）、特別支援学校（以下「学校」という。）および滋賀県教育委員会（以下「県教委」という。）のそれぞれの基本的役割等を定めるものとする。

2 関係機関の役割等

(1) 大学

- ① 介護等体験希望者を取りまとめ、毎年度4月末日までに当該年度分の介護等体験希望者の申込書（様式1）を電子メールにより県教委教職員課(ma03@pref.shiga.lg.jp)へ提出するものとする。
- ② 県教委から体験先学校の通知があったときは、学生の体験先学校を決定し、介護等体験者名簿（様式3）、学生の個人申込書（様式4）を5月末日までに、学生の健康診断書を体験の2週間前までに学校へ提出する。これらの書類が期日までに提出できない場合は、学校へ速やかに連絡し、提出期日を調整することとする。
- ③ 介護等体験に当たっては、介護等体験に係る証明書を学生から体験先の学校へ提出させるものとする。
- ④ 介護等体験に当たっては、次に掲げる事項の指導を行うものとする。
 - ア 法の趣旨に基づく全般的な事前指導に加え、体験先の学校の状況に応じ必要な事前指導
 - イ 介護等体験保険（介護等体験に際して発生した事故による損害が補償されるものとする。）への加入
 - ウ 社会人としてのマナー並びに振る舞いおよび児童生徒の障害の特性に応じ必要な配慮
 - エ 介護等体験証明書の紛失防止
- ⑤ 体験申込後に体験者数が大きく変動しないよう、必要な調整と学生への指導を行うものとする。
- ⑥ 後期の科目等履修生については、10月末日までに介護等体験申込書を電子メールにより県教委へ提出するものとする。
- ⑦ 介護等体験が終了したときは、介護等体験実施報告書（様式5）を電子メールにより県教委教職員課へ提出するものとする。

(2) 学校

- ① 毎年度4月末日までに、当該年度分の介護等体験受入予定期日・人数報告書（様式2）を電子メールにより県教委教職員課へ提出するものとする。
- ② 介護等体験終了の証明を行うものとする。
- ③ 介護等体験終了者の名簿を5年間保管するものとする。
- ④ 介護等体験が終了したときは、介護等体験実施報告書（様式5）を電子メールにより県教委教職員課へ提出するものとする。

(3) 県教委

- ① 学校の報告に基づき、学校と大学との調整を図り、介護等体験の期日および学校を決定し、学校および大学へ通知するものとする。
- ② 提出を受けた介護等体験実施報告書を取りまとめ、関係機関へ送付するものとする。

3 介護等体験の内容

受入学校は、次の項目の中からそれぞれの状況に応じ、介護等体験を実施するものとする。この場合、1日の体験がオリエンテーションや見学のみで終始することのないようにするものとする。

- (1) 介護または介助
- (2) 話し相手、散歩の付き添いなどの交流等
- (3) 掃除、洗濯等学校の職員に必要とされる業務の補助等

4 必要経費

受入学校は、体験に必要な経費の実費を介護等体験者から徴収することができるものとする。

5 介護等体験証明書

- (1) 受入学校は、免許申請に必要な体験を別紙証明書に証明するものとする。
- (2) 証明は、体験の連続する期間ごとに行うものとする。
- (3) 「体験の概要」欄には、「身体障害児等の介護等」、「知的障害児等の介護等」と記載するものとする。
- (4) 令和3年5月7日付け文部科学省総合教育政策局長通知「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」により、介護等体験証明書の様式における押印原則が廃止されたところであるが、不正防止のための方策を検討する必要があることから、学校においては当分の間、従前どおり学校長印（公印）の押印を要することとする。

6 学生の責務等

- (1) 介護等体験に当たっては、その意義を認識し、事前準備から体験後までを通じて、大学や受入れ校の指示に従い真摯に体験に従事しなければならない。
- (2) 体験によって知り得た秘密は、体験中はもとより体験終了後も他の者に漏らしてはならない。
- (3) 定められた日にやむを得ず遅刻したり体験ができないとき、または感染症の罹患をはじめ体調不良であるときは、受入れ校および大学へ速やかに連絡しなければならない。
- (4) この要項に基づき介護等の体験を行おうとする者は、すべて大学へ申込みを行うものとする。

7 事故の未然防止および対処

- (1) 大学、学生および学校は、介護等体験に際して事故が発生しないよう十分に配慮しなければならない。
- (2) 大学は学生に対して、介護等体験の実施前に、事故の未然防止に必要な知識・情報(介護等体験保険に関することを含む。)を周知するものとする。
- (3) 介護等体験に際して事故が発生した場合は、各関係者は応急の処置に努め、速やかに安全の確保を図るものとする。
- (4) 大学は、介護等体験に際して発生した事故について、責任をもって対応するものとする。

8 その他

- (1) 大学は、担当者および連絡先を滋賀県教育委員会事務局教職員課服務・免許係へ報告するものとする。
- (2) 県外の大学については、県内の大学の受入に支障のない範囲で、本県出身者（本県に

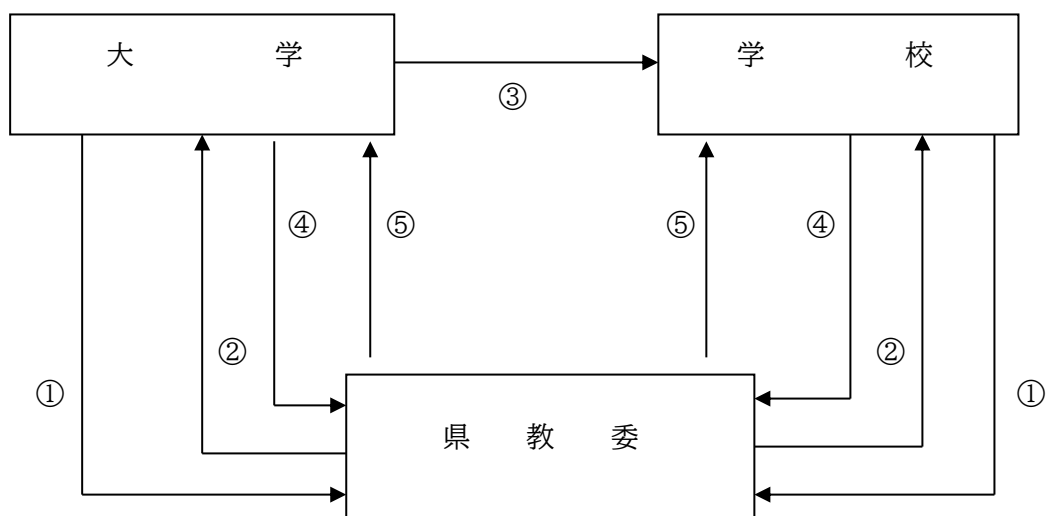
- 住所または帰省先を有する者をいう。)に限り受け入れることができるものとする。
- (3) 受入学校は、自然災害の発災その他予定する介護等体験を実施することが困難な状況が生じたと認めるときは、速やかに大学へ介護等体験の中止を連絡するものとする。この場合、大学は、速やかに学生へ連絡するとともに、代替日程の確保等必要な調整を図るものとする。
- (4) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

9 実施時期

この要項は、平成10年8月27日から実施する。

(改正経過)

- 平成16年4月1日一部改正する。
- 平成19年4月1日一部改正する。
- 平成22年12月20日一部改正する。
- 平成26年12月18日一部改正する。
- 平成28年1月28日一部改正する。
- 平成29年1月31日一部改正する。
- 平成30年11月26日一部改正する。
- 令和3年11月1日一部改正する。



- ① 大学から体験希望者報告、学校から受入予定者等報告（4月末日）
- ② 県教委から大学および学校へ体験先割当学校、人数報告（5月中旬）
- ③ 大学から体験者名簿・個人申込書提出（5月末日まで）※健康診断書は体験2週間前まで
- ④ 大学および学校から、実施結果報告（実施後）